

# 山口市小中一貫教育基本方針

令和5年3月  
山口市教育委員会

## 目 次

1	基本方針の策定について	1
(1)	基本方針策定の趣旨	1
(2)	基本方針の位置付け	2
2	小中一貫教育について	2
(1)	「小中連携教育」と「小中一貫教育」	2
(2)	制度上の類型	2
(3)	学校の施設形態による区分	3
(4)	学年段階の区切りの柔軟な設定	3
(5)	小中一貫教育の効果	3
3	本市における小中一貫教育の導入	4
(1)	本市が考えるこれからの時代に求められる力	4
(2)	本市の現状と導入の意図	4
(3)	本市がめざす小中一貫教育	6
4	本市が進める小中一貫教育	7
(1)	基本方針	7
(2)	基本方針の推進体制	7
①	各中学校区の施設形態	7
②	めざす子ども像の設定	7
③	育みたい資質・能力を明確にした小中一貫カリキュラムの編成・実施	8
④	学習指導要領に基づいた学年段階の区切りの工夫（4-3-2制の導入）	8
⑤	小・中学校で一貫して取り組む授業づくり	8
⑥	コミュニティ・スクールを基盤とした特色ある取組の推進	9
⑦	小中一貫教育を推進する組織の設置	9
(3)	具体的な取組内容	9
(4)	小中一貫教育の導入時期	10
(5)	小中一貫教育の導入に際し留意すべき事項	10
①	小中一貫カリキュラムの評価・改善の必要性	10
②	小中一貫教育を円滑に進めるための工夫	10

# 本物の学力を育む小中一貫教育

～コミュニティ・スクールを基盤とした義務教育9年間の連続性のある学びをめざして～

## 1 基本方針の策定について

### (1) 基本方針策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法において、「義務教育の目的」が示されたことを受け、平成19年6月に改正された学校教育法では、これまで小・中学校ごとに分けて示されていた教育の目標を「義務教育の目標」として統一し、小・中学校が共通の目標に向けて取り組む姿勢が明確に示されました。

こうした法令上の要請から、全国の多くの小・中学校において小中連携教育の取組が進められていますが、教職員の意識については、小・中学校における学力観・指導観等に違いがあることや、相互理解・連携の不足等が課題として指摘されている現状もあります。

子どもたちの姿に目を向けると、現行の6-3制による教育制度が始まった約70年前と比べて、小学校高学年段階における子どもの身体的発達が約2年程度早期化していることや、小学校高学年頃から自己肯定感や自尊感情が低下する傾向にあること、認識・思考の発達段階が小学校4年生と5年生で大きく変わる事等により、義務教育9年間の教育区分の見直しも議論されています。

また、中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の問題も指摘されており、小・中学校の教育活動の差異を踏まえた円滑な接続に配慮し、義務教育9年間全体での取組を充実させていくことが求められています。

このように、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、一人一人の教職員の努力や学年単位の努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難になっています。

そうした中で、平成28年には、新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする法改正がなされ、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の義務教育を継続的・安定的に一貫して実施できる制度的基盤が整備されました。これにより教育目標だけでなく、学校の教育計画を9年間一括りのものとして編成し教育活動を進める小中一貫教育が、全国の様々な自治体で始まりました。

本市はこれまで、第二次山口市教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、教育環境を整え学びの質を高めるために、小中連携の取組を進めてきたところです。現在、各中学校区において、例えば小中合同での教育活動を行うなど、地域の実態に応じた取組も進められているところですが、一時的な交流にとどまるなど、課題が残されています。そこで、第三次山口市教育振興基本計画を策定するにあたり、子どもたちが自分や地域全体の幸せを実現し生きていくために必要な資質・能力を改めて捉え直し、それらを育むための本市教育の柱として小中一貫教育を位置づけることとしました。

この基本方針は、本市における小中一貫教育の推進に関して、基本的な方向性や具体的な取組を示すものです。

## (2) 基本方針の位置づけ

この基本方針は、「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成28年4月）における「小中一貫教育を実施することを目的とした義務教育学校の制度を創設すること」を踏まえるとともに、「山口市教育振興基本計画」を上位計画とし、本市における小中一貫教育の指針、いわゆる部門計画として策定します。

## 2 小中一貫教育について

### (1) 「小中連携教育」と「小中一貫教育」

「小中連携教育」と「小中一貫教育」については、「小中一貫教育の導入状況調査」（平成29年3月 文部科学省）において、それぞれの定義が次のように示されています。

**「小中連携教育」**…小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

**「小中一貫教育」**…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

小学校6年間と中学校3年間の義務教育9年間を一体のものとして捉え、中学校区の小・中学校がめざす子どもの姿を共有し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施した上で、一貫性のある支援・指導によって子どもたちの育成にあたるのが「小中一貫教育」です。

### (2) 制度上の類型

小中一貫教育の制度化においては、以下のような大きく2つの類型が示されています。

#### 【義務教育学校】

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の教育目標（めざす子ども像）を設定し、＊9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校。

#### 【小中一貫型小学校・中学校】

既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標（めざす子ども像）を設定し、＊9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、小中一貫教育にレベルアップさせるイメージ。

文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」より

＊…以下「小中一貫カリキュラム」と表記します。

このうち小中一貫型小学校・中学校については、更に設置者に着目し、同一設置者によるものは「併設型小・中学校」、小学校と中学校で設置者が異なるものは「連携型小・中学校」として制度化されていますが、公立の小・中学校については通常、設置者は同一市町村であるため、小中一貫型の小・中学校の制度を活用する場合には、ほとんどの学校が「併設型小・中学校」に分類されると考えられます。

### (3) 学校の施設形態による区分

小中一貫教育を行う際、施設の形態について、一般的に「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3つに分類されています。

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
タイプ	同一の校舎内で、小学校1年生から中学校3年生までが生活し、9年間の系統的な教育活動を進めます。	同一敷地内の隣接した校舎を利用し、教職員や児童生徒の交流を深めながら、9年間の系統的な教育活動を進めます。	中学校とその通学区域内の小学校(複数の場合も)とで工夫しながら、9年間の系統的な教育活動を進めます。

義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった学校の施設形態にかかわらず設置が可能となっています。

### (4) 学年段階の区切りの柔軟な設定

子どもたちの発達の早期化への対応や、中学校への進学に際して子どもが感じる不安や戸惑いの緩和を図る観点から、従来の小学校6年、中学校3年の「6-3」の区切りではなく、小学校1～4年生までの4年間、小学校5・6年生と中学校1年生の3年間、中学校2・3年生の2年間を区切りとする「4-3-2」、小学校1～5年生までの5年間、小学校6年生と中学校1～3年生の4年間を区切りとする「5-4」など、学年段階の区切りを柔軟に設定する取組が広く行われています。

「4-3-2」や「5-4」の区切りの他にも、様々な学年段階の区切りの工夫がされていますが、いずれも共通しているのは、小学校段階と中学校段階にまたがる区切りを設け、学校段階間の円滑な接続を図っているということです。

### (5) 小中一貫教育の効果

小中一貫教育の効果については、文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」(平成27年2月)や「小中一貫教育の導入状況調査」(平成29年3月)の結果において、すでに取組を進めている市町村において、次のような様々な成果が報告されています。

<p><b>【学習指導面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業が理解できると答える児童生徒が増えた</li> <li>・ 勉強が好きと答える児童生徒が増えた</li> <li>・ 児童生徒の学習習慣の定着が進んだ</li> <li>・ 児童生徒の学習規律・生活規律の定着が進んだ 等</li> </ul> <p><b>【生徒指導面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の学校生活への満足度が高まった</li> <li>・ 児童生徒の規範意識が高まった(子どもが落ち着いた)</li> <li>・ 児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた</li> <li>・ 中学校への進学に不安を覚える児童が減少し「中1ギャップ」が緩和された 等</li> </ul> <p><b>【教職員の協働等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった</li> <li>・ 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった</li> <li>・ 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった</li> <li>・ 小・中学校の教職員の指導方法の改善意欲が高まった 等</li> </ul>
---

また、小中一貫教育を先行導入した自治体からも、次のような声が聞かれています。

- 小中9年間の軸を通すことで育むべき子どもの姿が明確になった
- 小中一貫カリキュラムは、小・中学校が互いに何をやっているかがよく分かり、連携がよく取れるようになった
- 地域貢献活動を小中合同で実施し、学校と地域や家庭との連携が進んだ
- いじめ等の問題行動や、不登校児童生徒数が減少した
- 児童生徒のアンケートにおいて、「郷土愛」に関する質問項目の肯定的回答の割合が大きくなった
- 学校間での交流の機会が増えたことで、児童生徒が表現力を向上させたり人間関係が広がったりすることにつながった
- 同一中学校区内の小中学校間による取組の差の解消につながった（小・小連携）等

### 3 本市における小中一貫教育の導入

#### (1) 本市が考えるこれからの時代に求められる力

先行きが不透明で将来の予測が困難な時代にあっても、自分や地域全体の幸せの実現をめざして主体的に生きていくためには、まずは児童生徒一人一人が基礎的な学力や体力を確実に身に付けていくことが前提となります。その上で、自分を肯定しつつも他者を尊重できる豊かな心や困難なことにも立ち向かう強い心、多様な人々と協働して課題に取り組む力、自分で判断し行動する力といった様々な資質・能力が必要です。これらは、学力テスト等では数値化することが難しい、いわゆる非認知能力とされており、知識・技能、思考力・判断力・表現力同様、子どもの将来や人生を豊かにする力であると考えます。

#### (2) 本市の現状と導入の意図

本市では、全ての小・中学校においてコミュニティ・スクールの仕組みを活かし、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもの学びや育ちを見守り、支援する地域連携教育を進めており、その取組が成熟しつつあります。令和3年度に実施した文部科学省の委託事業であるコミュニティ・スクールに関する調査では、「学校運営協議会の目的・目標の共有」や「子どもの意見を反映させる機会の確保」をはじめ多くの項目において、本市は全国と比較しても高い水準にあることがわかりました。また、子どもたちの規範意識の高まりや地域愛の醸成などの効果も明らかになっています。加えて、小中連携教育を推進する中で、一部の中学校区においては、児童生徒や教職員同士が授業や学校行事等で交流する機会も増え、子どもたちの心の面での成長を感じるといった声も聞かれています。また環境面では、大学や山口情報芸術センター（YCAM）等の機関と連携した先進的な取組を行ったり、歴史的建造物や伝統文化財などを各教科・領域の学習材として扱うことができたりと、恵まれた教育環境の中にあります。このような中で、本市の児童生徒は、近年、全国学力・学習状況調査において、実施したすべての教科で小・中学校ともに正答率が県平均・全国平均を上回っており、一定の学力水準を保っていると言えます。

こうしたよさや強みがある一方、個々の児童生徒に目を向けると課題も見られます。まず学習面では、学習の積み上げが不十分なまま学年が進み、学習意欲が減退していく子どもの

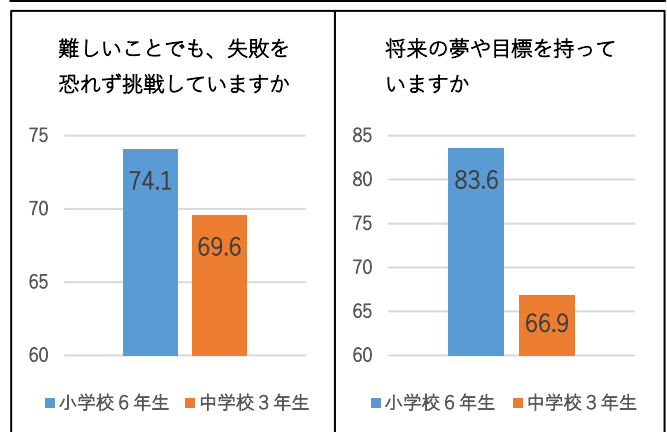
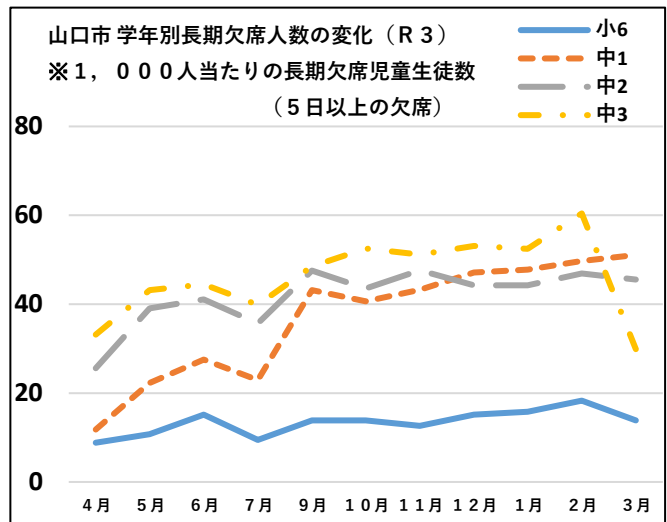
姿も見受けられます。先述の令和4年度の学習状況調査の児童生徒質問紙の結果を見ると、「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という問いに対して、肯定的な回答の割合が小学校では72.6%、中学校では61.6%と11ポイントの差が生まれています。また「家で学校からの課題で分からないことがあったとき、どのようにしていますか」という問いに対して、「分からないことはそのままにしている」と回答した児童生徒の割合が小学校で10.1%、中学校で13.3%となっています。これらのことから、全ての子どもたちの学力を今後さらに伸ばしていくために、「学ぶことが楽しい」「もっと知りたい、わかりたい」といった学ぶ意欲を、継続的な支援の中で高めていくことが重要となります。

次に、生徒指導面では、不登校児童生徒数の増加、とりわけ小学校から中学校へ進学した後に不登校の件数が増加傾向にあり、その対応が喫緊の課題であると言えます。令和3年度学年別の1,000人あたりの長期欠席者数（月に5日以上欠席があった児童生徒数）の調査結果を見ても、中学校1年生の4月と翌年3月を比較すると、長期欠席者数が大幅に増加していることがわかります。その要因として、進学による人間関係の複雑化、学習への不適応等が考えられます。国立教育政策研究所の調査研究によると「多くの問題が顕在化するのには中学校段階からだとしても、実は小学校段階から問題が始まっていることが多い」という報告もあります。

さらに、情意面では「難しいことでも、失敗を恐れず挑戦していますか」「将来の夢や目標をもっていますか」といった問いにおいて、右のグラフのような結果が出ており、学年が進むと肯定的な回答の割合が下がっていることがわかります。こうしたことから、小・中学校での継続的な支援の中で、困難なことにも立ち向かう強い心、自分のよさや可能性を信じ続ける心等の育成も必要と考えます。

そこで、これらの課題解決のためには、まずは、教職員の意識改革や授業改善が重要となります。これまでの小中連携教育の取組によって小中合同での教育活動を行う事例は増えてきていますが、小・中学校教員それぞれの学力観・指導観等の違いに依然課題が残っています。このことにより、小・中学校における生活指導や学習規律等の差異に戸惑いを覚える子どももいます。小・中学校の教職員がそれぞれのよさや違いを認め合い、義務教育9年間という長い期間の中で子どもたちの学びを支援するという意識を高めていくことが求められます。

また、学校の抱える課題が複雑化・多様化している中で、一人一人の教職員の努力や学年単位の努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難な状況も生まれていることから、小・



R4 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙の結果 (山口市) より

中学校、家庭、地域がこれまで以上に課題やめざす方向性を共有し、地域全体で子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

こうした現状を踏まえて、本市では、コミュニティ・スクールを基盤とした義務教育9年間の連続性のある学びをめざして、「本物の学力を育む小中一貫教育」を導入することとしました。

### (3) 本市がめざす小中一貫教育

本市では、「子どもたちの笑顔と幸せ」の実現のために、教育振興基本計画に掲げる本市教育の大きな柱である、コミュニティ・スクールを基盤とした義務教育9年間の連続性のある学びを具現化し、本市独自の学力観である「本物の学力」の育成に向けて、小・中学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいきます。これが本市のめざす小中一貫教育です。

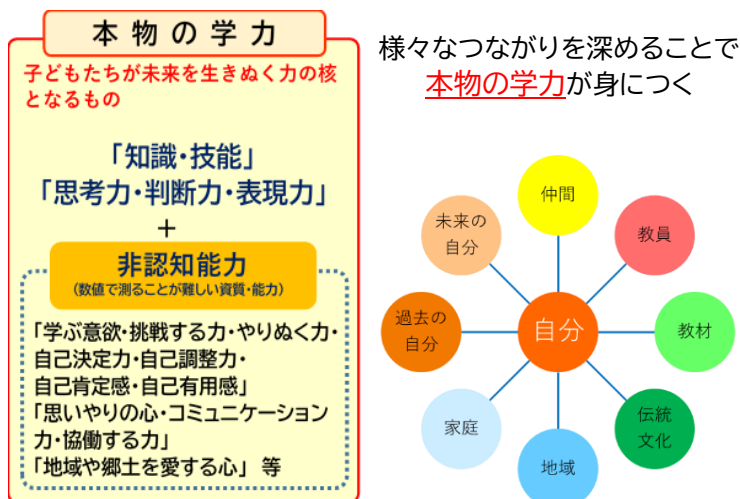
子どもたちが未来に希望をもち、自らの夢に向かって未来を生きぬくことができるよう、学校を核に家庭を含めた地域社会全体を一つの教室として、子どもの学びと育ちを支えていきます。

「本物の学力」とは、子どもたちが未来を生きぬく力の核となるもので、知識・技能、思考力・判断力・表現力などに加え、学ぶ意欲や挑戦する力、自己肯定感、コミュニケーション力、協働する力、地域や郷土を愛する心など、数値で測ることが難しい、いわゆる非認知能力をより重視した本市独自の学力観です。

この「本物の学力」を育てていく上で柱となるのが、「授業改革」と「コミュニティ・スクールの仕組みを活かした中学校区での家庭や地域との連携・協働」です。まず授業改革では、子どもたちが学習の主体となり、学習課題の解決に向けて仲間との対話や協働をとおして学びを深めることができる授業を、小・中学校で積み重ねることが大切です。授業によって、子どもたちが「知る・考える・わかる」楽しさや、自分自身の成長、仲間と学ぶ喜び等を感じることができれば、子どもたちのさらなる学習意欲の向上や自己肯定感の高まり、思いやりの心の醸成等につながります。

次に、コミュニティ・スクールの仕組みを活かした中学校区での家庭や地域との連携・協働では、学校・家庭・地域が共にパートナーとなった取組を進めることで、子どもたちは小学校入学から中学校卒業までの義務教育9年間で途切れることのない温かな支援を受け続けることが可能となり、さらなる自己有用感や地域や郷土を愛する心等を育てていくことにつながります。

「本物の学力」のうち、本市が特に重視している非認知能力は一朝一夕に身に付くものではなく、全教育活動をとおして様々な人・もの・ことのつながりを深める中で、じっくりと時間をかけて育まれていくものと考えます。だからこそ、授業改革に加えて本市の強みであるコミュニティ・スクールの仕組みを活かした取組をさらに深化・充実させ、小学校と中学校の義務教育9年間を通して連続した切れ目のない教育を行うことによって、児童生徒一人一人の個性を伸ばし、未来を生きぬく力の育成につなげていきたいと考えています。





## 4 本市が進める小中一貫教育

### (1) 基本方針

山口市の小中一貫教育は、次の4つの基本方針により進めます。

- ① 子どもの成長と学びの連続性をふまえた「めざす子ども像」を各中学校区で設定し、市内全小・中学校で一貫教育を推進します。
- ② 学習指導要領に基づき、児童生徒に育みたい資質・能力を重点化した、小中一貫カリキュラムを各中学校区で編成し、教育活動を行います。また、児童生徒の実態に合わせた学年段階の区切りを設定し、指導の重点化を図ります。
- ③ 小・中学校の教職員が義務教育9年間の学びを担うという意識をもち、「本物の学力」を育むための授業づくりの推進を図ります。また、小・中学校で指導・支援の軸を揃え組織的な取組を行います。
- ④ コミュニティ・スクールを基盤として、学校・家庭・地域が協働して諸課題の改善を図りながら、中学校区の特徴のある取組を推進します。

なお、山口市には学校環境や周辺環境、地域性が異なる17の中学校区があり、1小1中の中学校区もあれば、複数の小学校から進学する中学校区もあるため、既存の小学校・中学校の基本的な枠組みを残したままで一貫教育を行う「小中一貫型小学校・中学校」として取組を進めていくこととします。

### (2) 基本方針の推進体制

#### ① 各中学校区の施設形態

山口市の各中学校区内の小・中学校は、この方針中「2-(3)学校の施設形態による区分」で述べた施設の形態で分類すると、施設隣接型又は施設分離型に該当します。このうち、大半の中学校区では施設分離型の施設形態となっているため、地域の実態や、それぞれの校区の特徴を生かして、小・中学校が協働して地域とのかかわりや連携を深め、特色ある一貫教育を進めます。また、中学校区によっては、複数の小学校から一つの中学校へ進学してくる地域もあることから、それぞれの地域の実情に応じながら、できる取組をできる中学校区から進めていくこととします。なお、施設隣接型に該当する中学校区においては、それぞれの施設を共同利用するなどして小中一貫教育のより高い教育効果が期待できる、隣接型の小中一貫教育推進校として実践的研究に取り組むこととします。

#### ② めざす子ども像の設定

めざす子ども像については、各中学校区で統一したものを設定しますが、その子ども像を実現するために、それぞれの小・中学校において学校教育目標等を掲げるなど、弾力的に進めていくものとします。なお、めざす子ども像の設定にあたっては、学校運営協議会における熟議、アンケート等をとおして、地域・家庭の願いや児童生徒の思い等を反映できるよう工夫していきます。

また、各中学校区においては、めざす子ども像や重点取組事項等を明記した「グランドデザイン」を作成することになります。

### ③ 育みたい資質・能力を明確にした小中一貫カリキュラムの編成・実施

各中学校区では、人、自然、歴史等の地域固有の特色があり、子どもの実態も異なります。そこで、9年間を見通した小中一貫カリキュラムの中に、各中学校区で育みたい資質・能力を重点化して明記し、地域や学校の実態及び子どもの実態を生かした特色ある教育課程が編成・実施できるようにします。

### ④ 学習指導要領に基づいた学年段階の区切りの工夫（4-3-2制の導入）

小中一貫カリキュラムの編成にあたっては、基本的には現行の「6-3制」の枠組みによる学習指導要領に基づいて、義務教育9年間を見通した連続性・一貫性のあるカリキュラムを編成します。その上で、9年間を「4-3-2」の学年段階の区切りを基本として教育活動を進めていくこととします。

この「4-3-2制」は、従来の小学校6年、中学校3年の枠組は変更せずに、便宜的に小学校1年生から4年生までの4年間、小学校5・6年生と中学校1年生の3年間、中学校2・3年生の2年間という「4-3-2」の3期に区分し、指導の重点化を図るものです。

特に小学校5・6年生と中学校1年生の3年間に重点を置き、学校規模や児童生徒の実態に合わせた柔軟な教育課程の在り方を工夫することで、小学生の中学校進学にあたっての不安感を軽減するとともに、児童生徒の学びの意欲を高め、小・中学校間の円滑な接続の実現につなげていきます。

具体的には下表のような「指導の重点」や「指導体制」により、教育活動を展開することが想定されます。

【4-3-2の学年段階の区切りにおける指導の重点と指導体制例】

学年	小学校						中学校			
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
段階	前期				中期			後期		
発達の特性	具体的なものを通して考える時期				論理的・抽象的思考へ移行する時期			論理的・抽象的思考を確実に行う時期		
指導の重点	学校生活への適応 基本的生活習慣の確立		基礎学力・基礎体力の向上 友達や地域の人の関わる態度の向上		自ら学ぶ技能・態度の育成 相手の立場に立ったコミュニケーション能力の向上 自己肯定感の向上			問題解決能力の向上 より高い目標に向けて努力する態度の育成		
指導体制	学級担任制						教科担任制			
							乗り入れ授業の実施 教科担任制の実施			

また、それぞれの中学校区の地域性や取組の方向性に応じて、幼稚園・保育園との接続部分を含めた学年段階の区切りでの指導体制をつくることも考えられます。柔軟に設定しながら取り組んでいくものとします。

### ⑤ 小・中学校で一貫して取り組む授業づくり

授業づくりについては、小学校の教員と中学校の教員とで連携して授業改善に取り組む中で、授業での共通の指導方法等を見習い児童生徒の実態に応じて緩やかに設定し、継続させていく取組が重要です。こうした取組により、学年や学級が変わってもより多くの子どもた

ちが見通しをもって授業に臨みやすくなるという効果が期待できます。そのためにはまず、小学校と中学校で、お互いの授業の組立や進め方などを知り、授業改善に生かすことが大切です。

例えば、授業を見合う、指導案を持ち寄るなどして、小中合同での研修の機会をもち、お互いの授業のよさや足りない部分を共有することも考えられます。その上で、各中学校区で大切にしたい共通の授業づくりの視点（教師の働きかけ、子ども同士のつながり、板書の仕方、授業規律等）をもち、日々の授業に取り組むことが小学校と中学校とのギャップを解消する最も有効な手立てと考えます。加えて、子どもたちの学びやつながりを深めるICTの活用についても、小・中学校で系統性のある取組を行うことで、より効果が高まります。

さらに、中学校区に複数の小学校がある場合には、小学校同士の連携（小・小連携）を推進することも重要です。

### ⑥ コミュニティ・スクールを基盤とした特色ある取組の推進

これまで小学校、中学校がそれぞれにコミュニティ・スクールの仕組みを活かして取組を進めてきましたが、これからはコミュニティ・スクールを基盤として、各中学校区を一つの大きな枠組みと捉え、特色ある活動を推進していくこととします。各中学校区において、PTA活動や学校運営協議会等の取組の中で学校、家庭、地域が連携・協働し、小・中学校で継続した支援を行うことで、児童生徒の生活習慣・学習習慣の確立や地域への愛着心の涵養等につなげていきたいと考えます。

そのためにも、様々な取組の進捗状況について、学校と家庭・地域が一体となって継続的な見直し・改善を行っていくことで、よりそれぞれの地域の特色を活かした小中一貫教育にすることが大切と考えます。

### ⑦ 小中一貫教育を推進する組織の設置

小中一貫教育推進に向けて、これまで地域連携教育や小中連携教育等において窓口となって学校・地域間や小・中学校間をつないできた担当教職員の方法や知識等を活かすなど、既存の体制を発展させた組織づくりを進めていきます。その上で、各中学校区の実情に合わせて小中合同の様々な推進組織の設置を進めていくことも考えられます。いずれにせよ、中学校区の全教職員が当事者意識をもち、何らかの形で推進組織に関わることが大切です。

小中合同での会議を実施する場合において、中学校区によっては、小学校が複数ある、または校舎が遠く離れているなどの条件により、それぞれの部会が参集することが難しい場合も考えられます。その際は、オンラインによる会議システムを活用するなどして、無理のない範囲で小・中学校間での意識の統一を図っていきます。

## (3) 具体的な取組内容

小中一貫教育を行うにあたっては、小・中学校がめざす子ども像を共有し、小・中学校9年間を通じた教育課程を編成していることが必須となることから、

① めざす子ども像の設定と共有

② 小中一貫カリキュラムの編成・実施

については、全ての中学校区においてそれぞれ取り組むものとし、

以下については、各中学校区の実態が地域によって異なることから、できる取組を必要に応じて進めていくものとします。

### ③ 小・中学校で一貫して取り組む授業づくり・指導体制づくり

以下のような取組が考えられます。

- ア 小中合同研修会・授業研究会の開催
- イ 小・中共通の研究テーマ、授業づくりの視点、指導方法等の緩やかな設定、継続
- ウ 基本的な生活習慣や学習習慣等についての一貫した指導
- エ 乗り入れ授業やオンライン授業、専科授業の実施による指導の充実
- オ 児童生徒の交流活動・合同活動の実施
- カ ICTの系統的な指導
- キ 同一中学校区内の小学校同士の連携（小・小連携）の推進

### ④ コミュニティ・スクールを基盤とした特色ある取組

以下のような取組が考えられます。

- ア 熟議や校内研修会をととした積極的な情報の共有
- イ 教育活動への地域人材・地域資源等の積極的な活用
- ウ 学校行事の工夫

## （４）小中一貫教育の導入時期

令和５年度を試行・研究期として、この基本方針に沿った取組を開始します。その成果と課題を適宜見直しながら、令和６年度から本市における小中一貫教育をすべての小・中学校において全面実施することとします。そのためには、教職員のみならず、家庭や地域が足並みを揃え、子どもたちにかかわる全ての人たちが同じ方向に向かって進んでいくことが必要です。今後、学校運営協議会やPTA総会等様々な機会を捉え丁寧に説明するとともに、リーフレットやガイドライン等を作成し広く周知を行います。

## （５）小中一貫教育の導入に際し留意すべき事項

### ① 小中一貫カリキュラムの評価・改善の必要性

めざす子ども像の実現に向け、小中一貫カリキュラムの編成・実施を各中学校区で行っていきますが、実施後、適切に見直しをしていくことが必要となります。小・中学校でカリキュラムについての評価を行い、協議をしながら成果と課題を明確にした上で、改善・更新をしていきます。その際、学校運営協議会や地域協育ネット等、地域の意見も取り入れながら、より実態に即したカリキュラムとなるよう努めていきます。

### ② 小中一貫教育を円滑に進めるための工夫

小・中学校の教職員が情報交換を継続的に行うことができるよう、教育委員会として、各中学校区における業務や指導内容に関する文書データを関係小・中学校間で共有できる共有フォルダのネットワークを整備します。また、授業づくりやICT活用における実践事例や素材を紹介する支援サイトを拡充し、各学校が好事例を参考としながら取組を進め

ることができるよう支援していきます。

その他の工夫として、各中学校区において質の高い授業を効率的に行うために、オンラインを活用した授業も考えられます。例えば、中学校教員が、オンラインで同中学校区の小学生に対して授業を行うことにより、小学校に出向くことなく多くの子どもたちが専門的な指導を受けることができるようになります。この他にも、例えばカリキュラムの見直しを行う際に、小・中学校で重複している内容や簡略化できる内容等について精選し、無駄を省いていくことで、指導に要する時間的な余裕を生み出していくなどの効果が期待できます。このような小中一貫教育による様々な効果を生み出し、より持続可能なものになるよう工夫を重ねていきます。